

みなべ町行政改革大綱

平成16年10月

1 . 行政改革の基本方針

- (1) 21世紀を迎え新町まちづくりを進めるなか、高齢・少子化社会への進展、情報化・国際化の進展、生活様式の高度化、価値観の多様化等々、社会的・経済的な様々な変化に伴って、行政需要は質・量共に拡大複雑化してきている。

こうしたなかで、本町行財政を取り巻く環境は、極めて厳しさを増しているといえる状況であるが、その果たすべき役割がますます重要となることを再認識し、町勢のなお一層の発展と住民福祉の向上を図るためには、社会の変化に対応した簡素で効率的な行政の確立を図ることが肝要である。

- (2) 新町においては、新たな政策やこれまで積極的に行政改革に取り組んできたところであるが、現下の状況を踏まえ「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」(地方自治法第2条第13項)という地方自治運営の基本原則を再確認し、サービス精神とコスト等経営感覚に立脚した行政改革を推進していく。

行政改革推進に当たっては、町民をはじめ関係方面の理解と協力が得られるよう努め、一層職員の意識改革を図り、町議会と連携して全庁が一丸となって取り組んでいくものとする。

2 . 行政改革の重点項目

(1) 事務事業の見直し

町行政の責任領域を見直し、行政関与の必要性、受益と負担の公平確保、行政公立、効果などを十分吟味していっそうの事務事業の整理合理化を計っていく。

町民の複雑多様化する行政需要や新たな行政課題を的確に把握し、町として実施すべき施策の選択や重点化を図っていく。

補助金等については、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等を精査し、適正な執行を図っていく。

各種申請等の事務手続についても、町民サービスの向上、行政事務の簡素化の観点から、できる限り簡略化や処理日数の短縮化を図るよう改善に努めていく。

町民の利便性、行政運営の効率化のため、民間委託が可能なものについては、積極的に民間委託を推進していく。

地方分権の推進に伴い、町の行政領域が年々拡大されることがみこまれ、その事務も複雑多様化すると予想されるため事務処理の簡素合理化を図るとともに、より総合的な行政サービスと施策展開が実施できる体制に努めていく。

(2) 組織・機構の見直し

高齢・少子化、情報化、国際化等社会経済情勢の変化に対応し、新たな行政課題や住民の多様なニーズに即応した施策を総合的・機能的に展開できるよう組織・機構の見直しを図っていく。

現機構における課等の事務事業において、事務量の片寄りや事務処理上の不都合なもの、事務の増大によるもの、直接関連また類似するものが複数の課で行われているもの、今後現担当課で事務を行う上で支障が予想されるもの等々に対処し、実質的に事務事業を円滑に遂行できるものとしていく。

(3) 定員管理及び給与の適正化の推進

定員管理に当たっては、新規の行政需要に対しても原則として職員の配置転換により対処し、極力増員を抑制していく。

適正な定員管理を一層推進するため、事務事業の見直し、組織・機構の簡素合理化、民間委託、O A 化等に積極的に取り組んでいく。

職員給与の管理に当たっては、職員給与が町財政に占める割合と、職員の勤務意欲・士気の高揚及び人材確保につながる重要な勤務条件である点を考え合わせ、適正な管理に努めていく。これとともに、給与水準、給与制度について、公表等を通じ町民の理解が得られるよう努めていく。

(4) 人材育成の推進及び人材確保

和歌山県市町村職員研修協議会及び日高地方市町村職員研修協議会等への研修に、職員を積極的に参加させ、資質の向上を図っていく。

地方分権の拡大に伴い、より高度な政策形成能力や創造的能力、法務能力等が必要とされるため、職場における実務研修の充実、高度・専門的な外部の研修への積極的な参加を推進するとともに、自己啓発（研鑽）意識の徹底を図っていく。

人材育成の観点に立った人事管理、職場風土や仕事の推進プロセスの改善見直し等により、人材育成環境を整備し、職員の意欲向上や創意工夫を促すように努めていく。

(5) 行政の情報化と行政サービスの向上

情報処理については、業務内容を再検討し、O A システムの見直し等により行政事務のさらなる効率化、住民サービスの向上（迅速化等）を図っていく。

よりよい行政の推進には、町民の行政への理解と協力が重要であり、町の行政活動の広報誌による周知等、さらに適時・適切な分かりやすい行政情報の提供に努めていく。

日常業務の中での町民の意見を大切にし、町民の立場に立った行政サービスの向上・提供方法等の改善を推進していく。

(6) 会館等公共施設の設置及び管理運営

公共施設の管理運営については、可能な限り民間委託を行い、地域住民の協力による利用体制を推進していく。

施設の設置については、できるだけ複合的利用が得られることを考慮したものとし、多面的な利用効果を図っていく。

利用者の利便性の向上、施設の有効活用を推進するため、その運営方法について、開館時間の設定や休日開館など利用者の立場に立った方策を図っていく。

自らの創意と責任のもとに豊かな地域づくりを行っていくという地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政の確立と、21世紀において活力あるみなべ町の実現に向けて、本大綱の理念に沿い継続的な行政改革の取り組みを積極的に推進していく。